

2021年度 事業計画（案）

（2021年4月1日～2022年3月31日）

1. 理事会開催予定

本年度は、定款第29条2項の規定により通常理事会を2回開催することとし、同条3項により、必要に応じて臨時理事会を開催する。

2. 常務理事会開催予定

本年度は、定款細則第7条の規定により常務理事会を4回以上開催することとする。

3. 会員支援事業

協会に所属するメリットを感じられるよう、価値ある付帯サービスを新たに開発・提供し、会員価値を向上させる。また、会員から意見・要望を募る機会を設け、寄せられた要望等について検討を行い、サービスの実現を目指す。

3-1【総務委員会の取り組み】

- 総会、理事会、常務理事会等の招集手続きや必要書類の作成及び作成依頼
- 共同購買事業の企画・立案
- 視察研修の企画、立案や懇親に関すること
- 定款の改定、規程類の整備、組織編成の検討
- その他会の運営及び財務に関すること
- 青年部を設立し、業界の未来を担う人材を育成する

3-2【支部活性化委員会の取り組み】

- 支部長会議の開催
- 各支部からの情報収集
- 各地域のニーズに即した情報発信
- 支部会開催の支援
- 会員増強キャンペーンの実施

6月1日から8月30日28日まで、入会 20社 の年間目標を目指す

3-3【認定委員会の取り組み】

- 優良事業者認定の申請書類の審査
- 制度の普及・促進
- サービス品質や技術レベルの向上に向けた環境整備
- ユーザーが安心して業務を発注できる環境を整える

4. 情報媒体活用事業【広報委員会】

- 優良事業者認定制度の普及と協会事業の広報についてホームページを活用する
- 全管協ニュースの企画・立案、編集と校正作業
- 協会事業案内や広報資料の検討を行う
- 技術委員会と協力して技術ビデオ・パンフレット等の作成について検討する

5. 研修・講習事業

①建築物排水管清掃作業従事者研修事業について

建築物衛生法における建築物排水管清掃業の登録要件として定められた研修として、下記の通り 12 回の研修を開催する。

	開催日	会場		募集人員
1	4月7日～21日	(北海道)	自宅学習	100名
3	6月10日	(東京①)	機械振興会館	70名
2	6月29日	(沖縄)	那覇職業訓練センター	30名
4	7月14日	(愛知)	大成(株) 研修センター	50名
3	7月28日	(新潟)	新潟ユニゾンプラザ	30名
6	8月〇日	(宮城)	宮城県婦人会館	40名
7	9月2日	(大阪①)	大阪ビルメンテナンス協会	40名
8	11月〇日	(広島)	RCC 文化交流センター	40名
9	11月〇日	(福岡)		70名
10	12月〇日	(東京②)	機械振興会館	70名
11	2月〇日	(大阪②)	大阪ビルメンテナンス協会	40名
12	3月〇日	(神奈川)	かながわ労働プラザ	60名

①-1 【技術委員会の取り組み】

○当会の講師育成と講義の水準調整を図るため、講師講習会を開催する

①-2 【支部活性化委員会の取り組み】

○協会の取り組みを支部会員に普及して活性化を図る

②建築物排水管清掃技士資格講習事業について

当協会独自の資格である建築物排水管清掃技士の認定を目的とした座学と実技による講習および再講習を下記の通り開催を予定する。

建築物排水管清掃技士資格講習の開催予定

開催地	担当支部	開催日	会場
神奈川	南関東 東京	5月13日～14日	横浜産業貿易センター
福岡	九州	9月下旬(予定)	福岡人材開発センター
大阪	近畿 中国・四国	10月21日～22日 (予定)	東大阪人材開発センター
埼玉	東北・北関東 東京	11月初旬(予定)	埼玉県立中央高等技術専門学校

建築物排水管清掃技士資格 再講習の開催予定

開催地	担当支部	開催日	会場
神奈川	南関東 東京	5月13日	横浜産業貿易センター
福岡	九州	9月下旬 (予定)	福岡人材開発センター
大阪	近畿 中国・四国	10月21日 (予定)	東大阪人材開発センター
埼玉	東北・北関東 東京	11月初旬 (予定)	埼玉県立中央高等技術専門学校

3-2-1【技術委員会の取り組み】

- 講習の内容について、成熟を目指し改良を進める
- 検定制度への移行について検討を進める
- 講習の見学会にマンション管理会社、ゼネコン、行政担当者などを招待して、業界としての取り組みをアピールするとともに地域会員への受注高への貢献をめざす

3-2-2【広報委員会の取り組み】

- 受講者を増やすため、会員企業や関連企業に受講を呼びかける活動を行う

6. 調査・研究事業【技術委員会】

- 第49回建築物環境衛生管理全国大会（主催：公益財団法人日本建築衛生管理教育センター）で、研究成果を発表する
- 設計会社、ゼネコン、大手マンションディベロッパー（含管理会社）に対して、管洗浄業者の取り組みと現状について周知し、見解と提案を示す
- 給排水設備研究会、ゼネコン、マンション管理会社等からの要請に応じて、掃除口設計指針等に関する知見を普及させる活動を継続する
- 技術的な問い合わせへの対応
- 従事者研修で講師を務める行政担当者に管洗浄の重要性を告知していく
- 適正価格の推進
- 管洗浄に関する最新施工手順・最新技術情報他のPRをおこなう
- 厚生労働省に対し、法律に準じた排水管清掃の実施を求める
- メーカーとの意見交換の場を持ち、現場に即した製品づくりへの働きかけを行う

7. 対外的な活動

関係団体の会合等に出席して情報交換を行い、協会の意見を発信するほか、各種事業の協力および排水管の定期洗浄等について、官公庁への働きかけ等の啓蒙活動と相互協力を展開していくほか、関連他団体とも積極的に情報交流等を推進していくこととする。

【正・副理事長担当】

厚生労働省、（公財）日本建築衛生管理教育センター、（公社）全国ビルメンテナンス協会

【事業部担当】

給排水設備研究会、空気調和・衛生工学会、ディスプレイ生ごみ処理システム協会